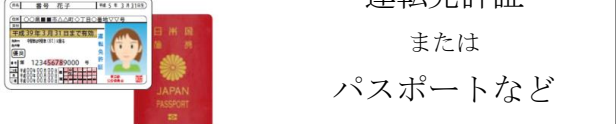



◇ 個人番号が求められる手続きでは、「本人確認」に加え「個人番号の確認」もさせていただきます

<div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">本人確認</div>  <p>運転免許証 または パスポートなど</p>	+	<div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">個人番号の確認</div>  <p>通知カード または 個人番号付きの住民票</p>
--	---	--

※ 顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが
必要です。例) 国民健康保険被保険者証と年金手帳
ただし、税に関する事務の場合はどちらか1つで構いません。

※ 通知カードをお持ちでない場合、個人番号付きの住民票を
取得していただくこともあります。
通知カードは免許証等と一緒にご持参ください。

◇ 個人番号が求められる市の手続きには、主に次のようなものがあります


手続きによって個人番号の記入・提示が
必要になる時期は異なります。
詳しくは、各担当部署までお問い合わせ
ください。



暮らし		介護・福祉	
手続き	問い合わせ先	手続き	問い合わせ先
戸籍・住民票 転入・転居・転出などの異動 戸籍届出の氏名などの変更 ※記載事項の変更が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください	市民課市民係 (☎36-1126)	介護保険 要介護（要支援）認定の申請 被保険者証等の交付申請 負担限度額認定の申請 高額介護サービス費の支給申請	介護保険課介護認定係 (☎36-5186) 介護保険課介護保険係 (☎36-4877)
保険・医療 加入・脱退 就学や施設入所のための市外転出 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 第三者行為による被害の届出 被保険者証、高齢受給者証、被保険者資格証明書の再交付申請 限度額適用認定証・限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付の申請 基準収入額適用申請	国民医療課 国民健康保険係 (☎36-1363)	福祉 身体障害者手帳の申請 特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当の申請 障害者総合支援法に基づく補装具費に関する申請 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業に関する申請 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの申請 精神障害者保健福祉手帳に関する申請 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）に関する申請 障害児通所支援（就学前・就学後児童）の給付申請	福祉課障害者福祉係 (☎36-3135)
後期高齢者医療 加入・撤回（75歳到達の人を除く） 被保険者証の再交付申請 療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給申請 限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受領証の交付・再交付の申請 基準収入額適用申請	国民医療課 後期高齢者医療係 (☎36-1348)	生活保護の申請 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求	福祉課生活保護係 (☎36-7353) 高齢者支援課 (☎36-9288)
税金 給与支払報告書の提出 ※平成28年分の所得に係る分以降から適用	市民税 税務課市民税係 (☎36-7350)	子育て 児童手当に関する申請・現況届 児童扶養手当に関する申請・現況届 特別児童扶養手当に関する申請・所得状況届 乳幼児・子ども医療に関する申請・更新 ひとり親家庭等医療費に関する申請・更新 重度障害者医療費に関する申請・更新 母子生活支援施設・助産施設の申請 母子、父子、寡婦福祉資金貸付の相談 自立支援教育訓練給付金の申請 高等職業訓練促進給付金の申請	子ども家庭課子ども家庭係 (☎36-1151)
固定資産税減免申請書の提出 軽自動車税減免申請書の提出 償却資産申告書の提出	産固定資産 税務課固定資産税係 (☎36-7351)	未熟児養育医療の給付申請 産後ケア事業利用申請 母子栄養食品支給申請	子ども家庭課子ども保健係 (☎36-1365)
		認定こども園・保育所の支給認定申請	子ども育成課幼児教育係 (☎36-1214)

上記手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。

◇ 個人番号カードがあれば、これ一枚で「本人確認」と「個人番号の確認」ができます
個人番号カードの取得は任意ですが、この機会に取得しましょう！

	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カードを取得するには申請が必要です。申請方法については、通知カード送付時に同封されていたパンフレットをご確認ください。 既に申請いただいている方へは、順次、ハガキでお知らせいたしますので、しばらくお待ちください。
--	---